

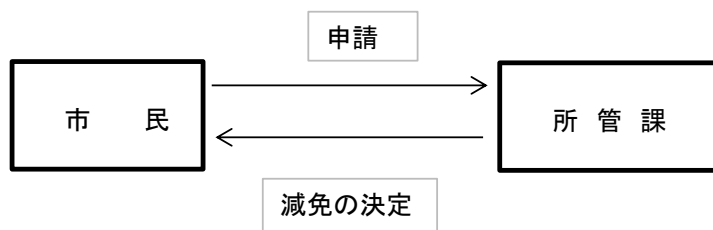
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 57

処 分 名	保育料減免の決定	
処 分 の 概 要	申請に基づいて保育料の減免を決定する。	
根 拠 法 令 名	松山市保育所条例(昭和39年条例第11号)	
条 項	第9条	
所 管 課	保育・幼稚園課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1か月
標 準 処 理 期 間	計	1か月
審 査 基 準	<p>松山市保育所条例施行規則第10条及び、松山市保育料減免取扱基準に照らし合わせて減免割合を決定する。</p> <p>【根拠法令等】 松山市保育所条例</p> <p>(保育料の減免) 第9条 市長が必要と認めるときは、保育料を減免することができる。</p> <p>松山市保育所条例施行規則</p> <p>(保育料の減免) 第10条 条例第7条の規定により次の各号の一に該当するときは、保育料を減免することができる。 (1)保育料を負担する能力がないと認められるとき (2)病気その他の事情により児童が月に15日以上欠席したとき (3)その他特別の事情により、保育料の納付が困難であると認められるとき</p> <p>松山市保育料減免取扱基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。